平成２８年（フ）第１４３１号
大阪府東大阪市近江堂３丁目10番９号
債務者　藤井　和子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４４４号
大阪府東大阪市長田中１丁目３番25―404号
債務者　松田須美子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４５９号
大阪市住吉区山之内４丁目13番１―804号、前住所大阪市住之江区新北島３丁目７番45―808号
債務者　中田　幸子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４７６号
大阪市城東区今福南４丁目９番７―704号
債務者　森　　江美
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５１４号
大阪市城東区関目２丁目18番３―603号
債務者　久保田英子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５３９号
大阪府豊中市庄内東町３丁目８番22―301号
債務者　鈴木　文夫
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５５７号
大阪府枚方市長尾東町３丁目54番24号
債務者　加治木小百合
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５９０号
大阪市旭区高殿３丁目１番９―803号
債務者　西本　直子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５９８号
大阪府東大阪市玉串元町１丁目２番16号
アーバンハイム花園２番館　119号
債務者　森尾　昭一
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６５４号
大阪府寝屋川市宝町24番10号
債務者　桝本　卓司
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６７６号
大阪府寝屋川市打上中町２番２号、前住所大阪府寝屋川市三井が丘２丁目６番２―105号
債務者　石田　康弘
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６８４号
大阪市西成区長橋１丁目９番１―608号
債務者　太田　康子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６８８号
大阪市阿倍野区帝塚山１丁目16番３―403号
債務者　麻生フサ子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７０５号
大阪市鶴見区横堤１丁目11番44号井田マンション301
債務者　松島　悦子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７３７号
大阪府豊中市岡町北１丁目３番３号
債務者　杉本　孝三
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７５７号
大阪府門真市末広町５番11号
債務者　野本アケミ
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８６８号
大阪市平野区長吉長原東１丁目３番７―102号
債務者　山口　幾美
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部